名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第15号

名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条 第1項の規定により告示する名古屋都市計画品野中部地区計画(以下「 地区計画」という。)の区域内において適用する。

(地区の区分及び名称)

第3条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによる。

(建築物の用途の制限)

- 第4条 第2条に規定する地区計画の区域内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。
- 2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、

適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築後又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項又は第3項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の増築後の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合には、当該建築物又は当該敷地の全部について、前条の規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第6条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの については、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しな い。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す

る。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した 場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、 その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、名古屋都市計画品野中部地区計画に係る都市計画法第20 条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

## 建築してはならない建築物

- 1 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場
- 2 ホテル又は旅館
- 3 自動車教習所
- 4 畜舎(建築物に附属するもので床面積の合計が15平方メートルを超 えないものを除く。)
- 5 工場(陶磁器、ガラス、木材加工品その他これらに類するものの製造を営むものを除く。)
- 6 危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条 の9の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供するもの(建築 物に附属するものを除く。)